

## 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員については、報酬、退職手当、通勤手当及び旅費を支給するものとし、賞与は支給しない。
- (2) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬及び旅費を支給するものとし、賞与、通勤手当及び退職手当は支給しない。

(常勤の役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 退職手当 別表2に定める額
- (3) 通勤手当 法人職員の例により算定した額
- (4) 宿日直手当 法人職員の例により算定した額
- (5) 旅費 法人職員の例により算定した額

(非常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 報酬 別表3に定める額
- (2) 旅費 法人職員の例により算定した額

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員の報酬等は、支給しない。

(報酬等の支給方法等)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は、法人職員の例による。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬等は、会議等に出席又は出勤した都度、支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程を役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 役員の報酬等に関する規程（昭和53年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月10日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

別表1 （常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 775,000円
常務理事	月額 700,000円
理事	月額 625,000円

別表2 （常勤の役員の退職手当）

退任の日におけるその者の報酬の月額×就任期間×係数①×係数②

就任期間	係数①
1年以上10年以下の期間	1年につき100分の90
11年以上20年以下の期間	1年につき100分の99
21年以上	1年につき100分の108

就任期間	係数②
1年以上5年以下の期間	1年につき100分の60
6年以上10年以下の期間	1年につき100分の75
11年以上19年以下の期間	1年につき100分の80

※就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。  
就任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

別表3 (非常勤の役員等の報酬)

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記の他、法人の業務のための出勤	日額 10,000円